

公契約締結事業者モニタリング

「評価結果報告書」

対象事業者

『 目 次 』

1. 総評	P - 1
2. 確認項目ごとの評価	P - 2
3. 委託契約書の定めに基づく確認準備書類	P - 1 3

令和 7年 2月 18日

報告者

東京都社会保険労務士会 新宿支部 支 部 長

公契約締結事業者モニタリング事業 主任監査員

監 査 員

監 査 員

1. 総評

東京都社会保険労務士会新宿支部は、公契約締結事業者モニタリング事業（以下、本事業という。）の委託仕様書に定めた確認準備書類の確認に基づいて、以下の事項を評価しました。

- | | |
|------------------|-------------------|
| ①労働条件の明示に関する事項 | ②就業規則に関する事項 |
| ③労働環境向上に関する事項 | ④36協定届に関する事項 |
| ⑤労働時間管理に関する事項 | ⑥賃金に関する事項 |
| ⑦賃金支払に関する事項 | ⑧従事者の賃金単価に関する事項 |
| ⑨時間外割増賃金に関する事項 | ⑩法定帳簿に関する事項 |
| ⑪労災保険に関する事項 | ⑫雇用保険に関する事項 |
| ⑬健康保険に関する事項 | ⑭厚生年金保険に関する事項 |
| ⑮安全衛生・健康診断に関する事項 | ⑯衛生管理者、産業医等に関する事項 |
| ⑰下請負者の労働条件に関する事項 | ⑱人員配置の確認に関する事項 |
- ※確認準備書類の未提出等により、確認できない事項については、評価していません。

新宿区健康部医療保険年金課等の窓口案内、申請書・届出書等の記入方法業務（以下、本業務という。）における労務管理等の評価を行おうとしたところ、提出書類に不足が生じた事と、対象事業者の繁忙期・欠員対応が重なり、現地調査でのヒアリングができなかった事により、下記の提出があった書類のみで評価しました。

- | | | |
|-----------------|----------------|-----------|
| ①労働保険申告書、納付書 | ②雇用契約書 | ③タイムカード |
| ④賃金台帳 | ⑤労働者名簿 | |
| ⑥フロアアシスタント配置予定表 | ⑦就業規則 | ⑧内部通報制度規程 |
| ⑨賃金規程 | ⑩母性の健康管理に関する規程 | |
| ⑪仕様書 | ⑫労働環境確認報告書 | |

評価ができない項目が多くなっていますが、B評価が付されている項目については、今後の労務管理の参考にしていただけますようお願いいたします。

また、提出されていない書類に関する評価が「一」になっている項目については、改めて、自己点検を行い、各々の事項について、法令を遵守するようしてください。

提出書類を確認すると、労働保険は申告期限及び納付期限を守っていて、就業規則に不適切な規定も無く、勤務間インターバルが就業規則に規定していることから、基本的な労務管理はされている事が推定されますが、法改正により、雇用契約書の改訂が必須となっており、今回未提出の育児介護休業規程も法改正があるため、必要な改訂事項を確認してください。

以上

2. 確認項目ごとの評価

(1) 労働条件の明示に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
1	労働条件通知書または雇用契約書の整備	A	
2	契約期間および有期契約更新の有無	—	有期契約更新の有無は労働条件通知書特約事項の提出がなかったので、確認できなかった
3	有期契約の場合、更新の判断基準、無期転換ルール	B	新たに従事者を雇い入れるときは令和6年4月1日の雇入れがあり、就業場所の変更の範囲、業務内容の変更の範囲の改正事項が記載された書類を確認できなかったので改訂すること 更新判断の基準、無期転換ルールは労働条件通知書 特約事項の提出がなかったので、確認できなかった 【根拠条文等】 労働基準法第15条第1項等
4	就業場所および実際の状況	B	新たに従事者を雇い入れるときは令和6年4月1日の雇入れがあり、就業場所の変更の範囲、業務内容の変更の範囲の改正事項が記載された書類を確認できなかったので改訂すること 【根拠条文等】 労働基準法第15条第1項等
5	業務内容および実際の状況	B	新たに従事者を雇い入れるときは令和6年4月1日の雇入れがあり、就業場所の変更の範囲、業務内容の変更の範囲の改正事項が記載された書類を確認できなかったので改訂すること 【根拠条文等】 労働基準法第15条第1項等
6	始業、終業時間、休憩時間	A	

7	所定時間外労働の有無および実際の状況	A	
8	変形労働時間制、みなし労働、裁量労働制の有無	A	
9	休日に関する規定は、日数を定めているか	A	
10	休暇（年次有給休暇、育児介護休業等を含む）	B	年次有給休暇、育児介護休業に関する記載がなかったので、改訂すること 【根拠条文等】 労働基準法第15条第1項等
11	賃金額または賃金決定方法	A	
12	賃金計算方法、賃金計算期間、支払時期	A	
13	退職事由、退職手続	—	労働条件通知書 特約事項の提出がなかったので、確認できなかった
14	解雇事由、解雇手續	—	労働条件通知書 特約事項の提出がなかったので、確認できなかった
15	昇給の有無、賞与の有無、退職手当の有無	B	昇給の有無、退職手当の有無の記載がなかったので、改訂すること 【根拠条文等】 労働基準法第15条第1項等

(2) 就業規則に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
16	労働基準法が定める就業規則における、法定の記載事項を規定しているか	A	
17	就業規則は所轄の監督署へ届け出ている。	—	提出された就業規則に労働基準監督署の収受印ないので、確認できなかった
18	就業規則は、過半数代表者の意見書を添付して作成、変更の届出をしているか	—	就業規則の変更届、意見書の提出がなかったので、確認できなかった
19	就業規則は労働者に周知、自由に閲覧できるようにしている。	—	周知に関して現地調査でのヒアリングができないので、確認できなかった
20	就業規則に不適切な規定は存しない。	A	

21	就業規則の内容が最新の法改正に対応している。	—	1カ月当たり60時間を超える法定時間外労働が発生している場合、就業規則に割増率50%以上の記載が必要となるので確認すること 【根拠条文】 労働基準法第89条第2号等
----	------------------------	---	--

(3) 労働環境向上に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
22	有給休暇の取得促進の措置を講じている	—	現地調査でヒアリングを実施できなかったので、確認できなかった。
23	育児、介護休業規程が整備され、仕事との両立支援を講じているか	—	育児介護休業規程の提出がなかったので、確認できなかった
24	一般事業主行動計画が策定・届出されているか（一定規模以上の事業主）	—	一般事業主行動計画の提出がなかったので、確認できなかった
25	ハラスメントを予防する取り組みを行っている。	—	現地調査でヒアリングを実施できなかったので、確認できなかった
26	障がい者雇用の取り組みを行っている（法定雇用率以上の従業員を雇用する事業主）	—	現地調査でヒアリングを実施できなかったので、確認できなかった

(4) 36協定届に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
27	時間外労働をさせる必要のある具体的な事由が適正である。	—	36協定届の提出がなかったので、確認できなかった
28	休日労働をさせる必要がある具体的な事由が適正である。	—	36協定届の提出がなかったので、確認できなかった
29	1日の延長時間を超える時間外労働の状況。	—	36協定届の提出がなかったので、確認できなかった
30	1か月(1日を超える3ヶ月以内の期間)の延長時間は、限度時間内が記載され、実際に限度時間内である。	—	36協定届の提出がなかったので、確認できなかった

31	1年の延長時間は限度時間内が記載され、実際に限度時間内である	—	3・6協定届の提出がなかったので、確認できなかった
32	起算日が明記されている。	—	3・6協定届の提出がなかったので、確認できなかった
33	3・6協定の有効期間は1年以内となっている。	—	3・6協定届の提出がなかったので、確認できなかった
34	3・6協定の締結当事者である労働者の過半数代表者は適正な方法で選出されている。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかつたので、確認できなかった
35	特別条項付3・6協定を締結し、適正の範囲内で延長時間を延長している。	—	特別条項付3・6協定届の提出がなかつたので、確認できなかった
36	特別条項付3・6協定の場合、具体的な手続き、回数、適用する割増賃金率が明記されている。	—	特別条項付3・6協定届の提出がなかつたので、確認できなかった
37	特別条項に基づく時間外労働は、協定に定められた特別延長の手続きを経ているか	—	特別条項付3・6協定届の提出がなかつたので、確認できなかった
38	時間外労働が限度時間を超えて特別に延長された場合、健康福祉確保措置は実施されているか。	—	特別条項付3・6協定届の提出がなかつたので、確認できなかった
39	3・6協定を協定期間開始前に届け出ている。	—	3・6協定届の提出がなかったので、確認できなかった
40	3・6協定は事業場または事業毎に締結している。	—	3・6協定届の提出がなかったので、確認できなかった
41	3・6協定は事業場または事業毎に備え付けられている。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかつたので、確認できなかった
42	3・6協定内容は労働者に周知され、自由に閲覧できる。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかつたので、確認できなかった

(5) 労働時間管理に関する事項

新宿区帳票確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
43	出社時刻、退社時刻を適正（客観的方法）により管理している。（出勤簿、タイムカード、自己申告制などの方法）	B	休憩を取得した時間数の記載が無いので、休憩時間を記録すること 【根拠条文等】労働基準法第34条第1項等
44	労働時間について、直属の上司が把握している。	—	現地調査でヒアリングを実施できなかったので、確認できなかった
45	記録が適正に保存されている。 (保存義務3年)	—	現地調査でヒアリングを実施できなかったので、書類の保存状況が不明なので、確認できなかった
46	労働基準法に規定する管理監督者の範囲は、適正か。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかったので、確認できなかった

(6) 賃金に関する事項

新宿区帳票確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
47	労働報酬下限額適用契約において、新宿区長告示の労働報酬下限額を上回っている。	A	
48	賃金は、事業所所在地の最低賃金額を上回っている。	A	
49	労働報酬下限額適用契約において、新宿区長告示の労働報酬下限額及び国が定める最新の公共工事設計労務単価を基準に支払っている。	A	

(7) 賃金支払に関する事項

新宿区帳票確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
50	賃金は、通貨で労働者に直接支払われている。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかったので、確認できなかった

51	賃金は、毎月1回以上一定期日に全額支払われている。	A	
52	出来高払制、歩合制の場合、一定額の賃金が保証されている。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかったので、確認できなかった

(8) 従事者の賃金単価に関する事項

新宿区帳票確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
53	月給制の場合、1か月平均所定労働時間の算出方法が適正である。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかったので、確認できなかった
54	賃金単価の計算方法が適法となっている。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかったので、確認できなかった

(9) 時間外割増賃金に関する事項

新宿区帳票確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
55	割増賃金の基礎賃金を適正に算出している。（分子）	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかったので、確認できなかった
56	1か月の所定労働時間を適正に算出している。（分母）	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかったので、確認できなかった
57	時間外労働時間数に適正な割増率を乗じている。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかったので、確認できなかった
58	休日労働時間数に適正な割増率を乗じている。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかったので、確認できなかった
59	深夜労働時間数に適正な割増率を乗じている。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかったので、確認できなかった
60	定額残業代を採用している場合、定額部分を超える時間外労働時間数をカウントしている。	—	営業職、総務部などの内勤社員に定額残業代の規定はあるが、提出書類の対象労働者は業務内容が違っているので、確認できなかった
61	1週間の労働時間で40時間を超える部分について、割増賃金として算出している。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかったので、確認できなかった

(10) 法定帳簿に関する事項

新宿区帳票確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
62	賃金台帳の法定項目が整えられており、記録が適正である。	A	
63	出勤簿またはタイムカードの所定の項目が整えられており、記録が適正である。	A	
64	出勤簿において、労働時間の切捨ては行われない。	—	現地調査でのヒアリングができなかつたので、確認できなかった
65	労働者名簿の法定項目が整えられており、記録が適正である。	A	
66	個人情報保護法に従って、各帳簿が保管されている。（保管場所に鍵等が掛かっている）	—	現地調査でのヒアリングができなかつたので、確認できなかった

（11）労災保険に関する事項

新宿区帳票確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
67	全ての労働者に労災保険が適用されることを、理解し認識している。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかつたので、確認できなかった
68	複数の事業所がある場合、個別に労働保険関係成立届を提出している。または継続事業の一括申請をして、監督署から認可を得ている。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかつたので、確認できなかった
69	元請の建設業の場合、一括有期事業または単独有期事業の保険関係が成立している。	—	本業務は建設事業に該当しないので評価の対象外である
70	建設業の事務所は、建設現場とは別の労働保険関係が成立している。	—	本業務は建設事業に該当しないので評価の対象外である
71	労災事故が発生した場合、適正に対応する連絡体制が整っている。（労災隠しあしていない。）	—	現地調査でのヒアリングができなかつたので、確認できなかった

72	労働保険料の申告手続きが適正である。（賃金総額の漏れが無い。）	A	
73	出向者の保険料の取扱いが適正である。	—	現地調査でのヒアリングができなかつたので、確認できなかった

（12）雇用保険に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
74	雇用保険の被保険者要件に該当する者は、アルバイト・パートでも、被保険者資格を取得している。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかつたので、確認できなかった
75	出向者の雇用保険の取扱いが適正である。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかつたので、確認できなかった
76	1週間の所定労働時間が20時間以上の者、かつ、31日以上雇用見込者は、雇用保険に加入している。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかつたので、確認できなかった
77	離職票の離職理由が事実に基づいており、離職者へ適正に交付している。	—	離職票の提出がないので、確認できなかつた
78	雇用保険の雇用継続給付申請を適正に行っている。	—	雇用保険継続給付申請書（育児休業給付金申請書、高年齢雇用継続給付申請書）の提出がなかつたので、確認できなかつた

（13）健康保険に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
79	常用的使用関係がある者は、健康保険被保険者資格を取得している。または健保の適用除外が認められている。（建設国保組合加入者など）	—	健康保険資格取得届の提出がないので、確認できなかつた
80	75歳未満の役員は、健保被保険者になっている。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかつたので、確認できなかつた

81	健保の被扶養者要件を、適正に判断している。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかつたので、確認できなかつた
82	標準報酬月額の算出方法が適正である。	—	対象労働者の社会保険の資格取得時の標準報酬月額に疑義があるが、現地調査できなかつたので、確認できなかつた
83	短時間労働者の健保厚年被保険者資格の該当・非該当が適正である。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかつたので、確認できなかつた

(14) 厚生年金保険に関する事項

新宿区帳票確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
84	常用的使用関係がある者は、厚生年金被保険者資格を取得している。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかつたので、確認できなかつた
85	70歳未満の役員は、厚年被保険者になっている。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかつたので、確認できなかつた
86	賞与支払届の標準賞与額の算出が適正である。	—	賞与支払届の提出がないので、確認できなかつた
87	算定基礎届、月額変更届の内容が適正である。	—	算定基礎届、月額変更届の提出がないので、確認できなかつた

(15) 安全衛生・健康診断に関する事項

新宿区帳票確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
88	定期健康診断の結果を、健康診断個人票として作成し保管している。 (労働安全衛生規則第51条)	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかつたので、確認できなかつた
89	異常の初見があると診断されたとき、必要な措置が講じられている。	—	現地調査でヒアリングができなかつたので、確認できなかつた
90	安全衛生管理体制が、適正に整備されている。	—	現地調査でヒアリングができなかつたので、確認できなかつた
91	安全衛生教育、健康教育が行われている。	—	現地調査でヒアリングができなかつたので、確認できなかつた

92	受動喫煙対策が講じられている。	—	現地調査でヒアリングができなかったので、確認できなかった
93	常時50人以上を使用する事業所では、定期健康診断結果報告書を届け出ている。	—	定期健康診断結果報告書の提出がなかったので、確認できなかった

(16) 衛生管理者、産業医等に関する事項

※常時使用する労働者が50人以上の事業所が対象となります。

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
94	衛生管理者を選任して、監督署へ届け出ている。	—	現地調査でヒアリングができなかったので、確認できなかった
95	産業医を選任して、監督署へ届け出ている。	—	現地調査でヒアリングができなかったので、確認できなかった
96	衛生委員会を開催し、会議録等を保管している。	—	現地調査でヒアリングができなかったので、確認できなかった
97	ストレスチェックを1年間に1回実施し、実施状況の報告書を監督署へ提出している。	—	ストレスチェックの実施報告書の提出がなかったので、確認できなかった
98	建設・運送・清掃・製造業他の該当業種においては、安全管理者を選任して、監督署へ届け出ている。	—	現地調査でヒアリングができなかったので、確認できなかった

(17) 下請負者の労働条件に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
99	適切な金額で契約されている	—	下請負者に業務委託をしているか、していないかを、確認できなかった
100	元請負者と下請負者が混在している職場の場合、元請負者従業員と同様の労働条件が確保されている。	—	現地調査でヒアリングができなかったので、確認できなかった
101	下請負者の従業員の労働条件が、適正であることを確認している。	—	現地調査でヒアリングができなかったので、確認できなかった

102	下請負者が、社会保険、雇用保険への適用事業者であることを確認している。	—	現地調査でヒアリングができなかったので、確認できなかった
103	下請負者の従業員が、社会保険、雇用保険の被保険者になっていることを確認している。	—	現地調査でヒアリングができなかったので、確認できなかった
104	下請負者の36協定届を確認している。	—	現地調査でヒアリングができなかったので、確認できなかった

(18) 人員配置の確認に関する事項

新宿区帳票確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
105	仕様書に記載されている人員が適切に配置されている。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかったので、確認できなかった
106	人員が不足することが明らかになった場合、速やかに区と協議をしている。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかったので、確認できなかった
107	適切な人員配置が行われているかのチェック体制が整っている。	—	現地調査でのヒアリングを実施できなかったので、確認できなかった

評価凡例	
A	法令通り、適正に運用
B	一部改善を要する
C	法定書類又は運用に改善を要する
D	未確認、未整備、不明で改善を要する
—	評価の対象となる事実なし（問題となる事実なし） 評価の対象となる事実の確認ができないかった

3. 委託契約書の定めに基づく確認準備書類

(1) 労働基準関係

準備書類	備考欄
就業規則一式	給与規程、育児介護休業等規程など、別に規程がある場合は、それらを全て含めてご用意ください。
36協定（時間外・休日労働協定）届	・締結している場合 ・所轄労働基準監督署の受理印があるもの
調査対象の契約業務に携わる従業員の労働条件通知書または雇用契約書（在籍者）	個人情報を削除／氏名はAさん、Bさん等記載
調査対象の契約業務に携わる従業員の出勤簿（令和6年4月から直近のもの）	出勤簿はタイムカードでも可（個人情報を削除したもの／氏名はAさん、Bさん等記載）
調査対象の契約業務に携わる従業員の給与台帳（令和6年4月から直近のもの）	賃金台帳は給与明細でも可（個人情報を削除したもの／氏名はAさん、Bさん等記載）
調査対象の契約業務に携わる従業員の労働者名簿（在籍者）	
年次有給休暇管理簿の写	
調査対象の契約業務に携わる従業員にかかる労使協定	各種労使協定を締結していれば、協定期間中のもの（一斉休憩の適用除外における労使協定書・賃金控除に関する協定書・育児介護休業適用除外の協定等）
調査対象の契約業務に携わる従業員の年次有給休暇管理表または年次有給休暇の取得状況が判るもの（在籍者）（令和5年度のもの）	
調査対象の契約業務に携わる従業員の銀行振込依頼書及び給与の口座振込みに関する同意書	

(2) 各種公的保険関係

準備書類	備考欄
健康保険・厚生年金保険算定基礎届控	
調査対象の契約業務に携わる従業員の健康保険・厚生年金保険の諸手続き控	算定基礎届、資格取得届、喪失届、賞与支払届
労働保険料申告書（年度更新手続）及び領収証の控	受付印付
労働保険継続事業一括認可等通知書	複数の事業所があり、継続事業の一括認可申請をしている場合
雇用保険適用事業所台帳	
調査対象の契約業務に携わる従業員の雇用保険諸手続き控	雇用保険取得届、喪失届、離職票

(3) その他

準備書類	備考欄
調査対象の契約業務に携わる従業員の雇入時健康診断票、定期健康診断結果報告書および健康診断個人票	定期健康診断結果報告書は常時 50 人以上を使用している事業所
衛生管理者、産業医の届出控	常時 50 人以上の労働者を使用している事業所
高年齢者雇用状況報告書	所轄ハローワークへ提出している場合
障害者雇用状況報告書	所轄ハローワークへ提出している場合
次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画届出書の写	次世代法：法人全体で労働者 101 名以上の企業 女性活躍推進法：同 301 名以上の企業
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	ストレスチェック実施報告書・所轄労働基準監督署へ提出している場合
メンタルヘルスケア（従業員の心の健康保持・増進のための取り組み）周知のための書面（冊子、マニュアル等）	
会社の組織図	作成している場合

(4) 仕様書関連（仕様書で定めている人員（ポスト数等）の履行状況）

準備書類	備考欄
調査対象の契約業務に携わる従業員のシフト表、業務日報等（令和6年4月から直近のもの）	委託業務にかかる就業実態の分かるもの（提出いただく出勤簿と同一の人）

以上

公契約締結事業者モニタリング

「評価結果報告書」

対象事業者

『 目 次 』

1. 総評	P - 1
2. 確認項目ごとの評価	P - 2
3. 委託契約書の定めに基づく確認準備書類	P - 14

令和7年2月19日

報告者

東京都社会保険労務士会 新宿支部 支部長

公契約締結事業者モニタリング事業 主任監査員

監査員

監査員

1. 総評

東京都社会保険労務士会新宿支部は、公契約締結事業者モニタリング事業（以下、本事業という。）の委託仕様書に定めた確認準備書類の確認、並びに（以下、事業者という。）に訪問したうえでのヒアリング（令和7年1月29日に実施）の結果に基づいて、以下の事項を評価しました。

- | | |
|------------------|-------------------|
| ①労働条件の明示に関する事項 | ②就業規則に関する事項 |
| ③労働環境向上に関する事項 | ④36協定届に関する事項 |
| ⑤労働時間管理に関する事項 | ⑥賃金に関する事項 |
| ⑦賃金支払に関する事項 | ⑧従事者の賃金単価に関する事項 |
| ⑨時間外割増賃金に関する事項 | ⑩法定帳簿に関する事項 |
| ⑪労災保険に関する事項 | ⑫雇用保険に関する事項 |
| ⑬健康保険に関する事項 | ⑭厚生年金保険に関する事項 |
| ⑮安全衛生・健康診断に関する事項 | ⑯衛生管理者、産業医等に関する事項 |
| ⑰下請負者の労働条件に関する事項 | ⑱人員配置の確認に関する事項 |

新宿区立産業会館管理業務（以下、本業務という。）における労務管理の状況は、全般的にみて適切であることを確認しました。ただし、就業規則および36協定届について労働者がいつでも自由に閲覧・確認できる状態ではなく、異なる会社の労働者が同一の場所に勤務するという就業場所の特性があることを考慮しても労働基準法第52条の2に定める方法（就業規則を作業場に掲示する、労働者に交付する等の方法）を取ることが適切と言えます。また、法定時間外労働については36協定を締結した時間を超える労働が確認されたので、今後は法定労働時間を超える労働に係る時間数を適切に予測して出勤表を作成するとともに必要があれば特別条項付きの36協定届を締結するように推奨しました。

健康保険・厚生年金保険の各種届出においては、標準報酬月額の資格取得時と算定基礎届の提出後の決定額の反映に一部漏れがあること、また賞与支払届の提出についても不備が認められたため、今後の確認強化と対応を依頼しました。また、人員配置については、仕様書に基づいて現場責任者・副責任者を定め指定の人数を配置していることを確認しました。

上記のとおり、本業務の状況をみると、確認項目の一部に改善の必要が認められるものの、全体を俯瞰すれば現在は適切な状態にあると判断することができます。事前準備資料の提出やヒアリングについても真摯にご対応いただきました。事業者においては、引き続き適切な取組みの維持をお願いいたします。

以上

2. 確認項目ごとの評価

(1) 労働条件の明示に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
1	労働条件通知書または雇用契約書の整備	A	
2	契約期間および有期契約更新の有無	A	
3	有期契約の場合、更新の判断基準、無期転換ルール	A	
4	就業場所および実際の状況	A	
5	業務内容および実際の状況	A	
6	始業、終業時間、休憩時間	A	
7	所定時間外労働の有無および実際の状況	A	
8	変形労働時間制、みなし労働、裁量労働制の有無	A	
9	休日に関する規定は、日数を定めているか	A	休日数と労働日数を逆に記載していたことで、新たに従事者を雇入れる、または有期契約更新の場合は修正することを確認した
10	休暇（年次有給休暇、育児介護休業等を含む）	A	
11	賃金額または賃金決定方法	A	
12	賃金計算方法、賃金計算期間、支払時期	A	
13	退職事由、退職手続	A	
14	解雇事由、解雇手続	A	不記載だったため令和7年1月20日に労働条件通知書ひな形の記載を変更したことを確認した
15	昇給の有無、賞与の有無、退職手当の有無	A	

(2) 就業規則に関する事項

新宿区帳票確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
16	労働基準法が定める就業規則における、法定の記載事項を規定しているか	A	
17	就業規則は所轄の監督署へ届け出ている。	A	
18	就業規則は、過半数代表者の意見書を添付して作成、変更の届出をしているか	A	
19	就業規則は労働者に周知、自由に閲覧できるようにしている。	B	新宿区産業会館において複数の企業が業務を行っているため、従事者の希望により本社社員が就業規則を持参し閲覧できるようにしている。 事業場の特性はあると認めるが、自由に閲覧できる状態にないため備え付けまたは交付を推奨した 【根拠条文等】 労働基準法第106条、則第52条の2
20	就業規則に不適切な規定は存しない。	A	
21	就業規則の内容が最新の法改正に対応している。	A	

(3) 労働環境向上に関する事項

新宿区帳票確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
22	有給休暇の取得促進の措置を講じている	A	
23	育児、介護休業規程が整備され、仕事との両立支援を講じているか	A	

24	一般事業主行動計画が策定・届出されているか（一定規模以上の事業主）	A	
25	ハラスメントを予防する取り組みを行っている。	A	
26	障がい者雇用の取り組みを行っている（法定雇用率以上の従業員を雇用する事業主）	A	

(4) 36協定届に関する事項

新宿区帳票確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
27	時間外労働をさせる必要のある具体的な事由が適正である。	A	
28	休日労働をさせる必要がある具体的な事由が適正である。	A	
29	1日の延長時間を超える時間外労働の状況。	A	
30	1か月(1日を超えて3か月以内の期間)の延長時間は、限度時間内が記載され、実際に限度時間内である。	B	1か月あたりの法定時間外労働時間数が限度時間を超える従事者の存在を確認したため、今後は法定労働時間を超える労働に係る時間数を適切に予測して出勤表を作成するとともに、必要があれば特別条項付きの36協定届を締結するように推奨した 【根拠条文等】労働基準法第36条
31	1年の延長時間は限度時間内が記載され、実際に限度時間内である	A	
32	起算日が明記されている。	A	
33	36協定の有効期間は1年以内となっている。	A	
34	36協定の締結当事者である労働者の過半数代表者は適正な方法で選出されている。	A	

35	特別条項付3・6協定を締結し、適正の範囲内で延長時間を延長している。	B	特別条項付3・6協定の締結を要する法定時間外労働が行われていたが、特別条項付3・6協定は締結されていないことを確認した 事業者は特別条項付3・6協定届の締結が無いにも関わらず限度時間を超える労働があった事実を認識し、将来において適切な対応を図る予定があることを発注者である新宿区側でも確認した 【根拠条文等】労働基準法第3・6条
36	特別条項付3・6協定の場合、具体的な手続き、回数、適用する割増賃金率が明記されている。	—	特別条項付3・6協定が締結されていなかったため、左記事項の対応は確認できなかった
37	特別条項に基づく時間外労働は、協定に定められた特別延長の手続きを経ているか	—	同上
38	時間外労働が限度時間を超えて特別に延長された場合、健康福祉確保措置は実施されているか。	—	同上
39	3・6協定を協定期間開始前に届け出ている。	A	
40	3・6協定は事業場または事業毎に締結している。	A	
41	3・6協定は事業場または事業毎に備え付けられている。	B	新宿区産業会館において複数の企業が業務を行っているため、従事者の希望により本社社員が3・6協定届を持参し閲覧できるようにしている 事業場の特性はあると認めるが、備え付けまたは交付を推奨した 【根拠条文等】 労働基準法第10・6条
42	3・6協定内容は労働者に周知され、自由に閲覧できる。	B	同上

(5) 労働時間管理に関する事項

新宿区帳票確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
43	出社時刻、退社時刻を適正（客観的方法）により管理している。（出勤簿、タイムカード、自己申告制などの方法）	B	休憩は法定どおりに付与していることを確認できたが、日時勤怠には休憩を取得した時間数の記載が無いので、日時勤怠に休憩時間を記録することを推奨した 【根拠条文等】労働基準法第34条第1項等
44	労働時間について、直属の上司が把握している。	A	
45	記録が適正に保存されている。 (保存義務3年)	A	
46	労働基準法に規定する管理監督者の範囲は、適正か。	A	

(6) 賃金に関する事項

新宿区帳票確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
47	労働報酬下限額適用契約において、新宿区長告示の労働報酬下限額を上回っている。	A	
48	賃金は、事業所所在地の最低賃金額を上回っている。	A	
49	労働報酬下限額適用契約において、新宿区長告示の労働報酬下限額及び国が定める最新の公共工事設計労務単価を基準に支払っている。	A	

(7) 賃金支払に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
50	賃金は、通貨で労働者に直接支払われている。	A	
51	賃金は、毎月1回以上一定期日に全額支払われている。	A	
52	出来高払制、歩合制の場合、一定額の賃金が保証されている。	—	出来高制、歩合制による賃金がないことを確認した

(8) 従事者の賃金単価に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
53	月給制の場合、1か月平均所定労働時間の算出方法が適正である。	A	
54	賃金単価の計算方法が適法となっている。	A	

(9) 時間外割増賃金に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
55	割増賃金の基礎賃金を適正に算出している。（分子）	A	
56	1か月の所定労働時間を適正に算出している。（分母）	A	
57	時間外労働時間数に適正な割増率を乗じている。	A	
58	休日労働時間数に適正な割増率を乗じている。	A	
59	深夜労働時間数に適正な割増率を乗じている。	A	

60	定額残業代を採用している場合、定額部分を超える時間外労働時間数をカウントしている。	—	定額残業制を導入していないことを確認した
61	1週間の労働時間で40時間を超える部分について、割増賃金として算出している。	A	

(10) 法定帳簿に関する事項

新宿区帳票確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
62	賃金台帳の法定項目が整えられており、記録が適正である。	A	
63	出勤簿またはタイムカードの所定の項目が整えられており、記録が適正である。	A	
64	出勤簿において、労働時間の切捨ては行われない。	A	
65	労働者名簿の法定項目が整えられており、記録が適正である。	A	
66	個人情報保護法に従って、各帳簿が保管されている。（保管場所に鍵等が掛かっている）	A	

(11) 労災保険に関する事項

新宿区帳票確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
67	全ての労働者に労災保険が適用されることを、理解し認識している。	A	

68	複数の事業所がある場合、個別に労働保険関係成立届を提出している。または継続事業の一括申請をして、監督署から認可を得ている。	A	
69	元請の建設業の場合、一括有期事業または単独有期事業の保険関係が成立している。	—	本業務は建設事業に該当しないので評価の対象外である
70	建設業の事務所は、建設現場とは別の労働保険関係が成立している。	—	本業務は建設事業に該当しないので評価の対象外である
71	労災事故が発生した場合、適正に対応する連絡体制が整っている。(労災隠しあしていない。)	A	本業務において労災事故が発生していないことを確認した
72	労働保険料の申告手続きが適正である。(賃金総額の漏れがない。)	A	
73	出向者の保険料の取扱いが適正である。	—	本業務に出向者が従事していないことを確認した

(12) 雇用保険に関する事項

新宿区帳票確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
74	雇用保険の被保険者要件に該当する者は、アルバイト・パートでも、被保険者資格を取得している。	A	
75	出向者の雇用保険の取扱いが適正である。	—	本業務に出向者が従事していないことを確認した
76	1週間の所定労働時間が20時間以上の者、かつ、31日以上雇用見込者は、雇用保険に加入している。	A	

77	離職票の離職理由が事実に基づいており、離職者へ適正に交付している。	A	
78	雇用保険の雇用継続給付申請を適正に行っている。	A	

(13) 健康保険に関する事項

新宿区帳票確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
79	常用的使用関係がある者は、健康保険被保険者資格を取得している。または健保の適用除外が認められている。（建設国保組合加入者など）	A	
80	75歳未満の役員は、健保被保険者になっている。	A	
81	健保の被扶養者要件を、適正に判断している。	A	
82	標準報酬月額の算出方法が適正である。	B	標準報酬月額と労働条件通知書における労働条件から想定される賃金月額・実際に支払われた賃金月額に乖離がある従事者が確認されたため、確認と対応を依頼した 【根拠条文等】 健康保険法第42条
83	短時間労働者の健保厚年被保険者資格の該当・非該当が適正である。	A	

(14) 厚生年金保険に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
84	常用的使用関係がある者は、厚生年金被保険者資格を取得している。	A	
85	70歳未満の役員は、厚年被保険者になっている。	A	
86	賞与支払届の標準賞与額の算出が適正である。	B	一時金が支給されているものの、賞与支払届が未提出だった従事者を確認したため、改善を依頼した 【根拠条文等】 健康保険法第48条
87	算定基礎届、月額変更届の内容が適正である。	A	

(15) 安全衛生・健康診断に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
88	定期健康診断の結果を、健康診断個人票として作成し保管している。（労働安全衛生規則第51条）	A	
89	異常の初見があると診断されたとき、必要な措置が講じられている。	A	
90	安全衛生管理体制が、適正に整備されている。	A	
91	安全衛生教育、健康教育が行われている。	A	
92	受動喫煙対策が講じられている。	A	

93	常時50人以上を使用する事業所では、定期健康診断結果報告書を届け出ている。	A	
----	---------------------------------------	---	--

(16) 衛生管理者、産業医等に関する事項

※常時使用する労働者が50人以上の事業所が対象となります。

新宿区帳票確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
94	衛生管理者を選任して、監督署へ届け出ている。	A	
95	産業医を選任して、監督署へ届け出ている。	A	
96	衛生委員会を開催し、会議録等を保管している。	A	
97	ストレスチェックを1年間に1回実施し、実施状況の報告書を監督署へ提出している。	A	
98	建設・運送・清掃・製造業他の該当業種においては、安全管理者を選任して、監督署へ届け出ている。	—	左記業種に該当しないので、安全管理者を選任し、届け出る義務はない

(17) 下請負者の労働条件に関する事項

新宿区帳票確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
99	適切な金額で契約されている	A	下請負者についても新宿区長告示の労働報酬下限額及び事業所所在地の最低賃金額を上回っていることを確認した
100	元請負者と下請負者が混在している職場の場合、元請負者従業員と同様の労働条件が確保されている。	—	元請負者と下請負者の従事する業務内容が異なるため、評価の対象としない

101	下請負者の従業員の労働条件が、適正であることを確認している。	A	
102	下請負者が、社会保険、雇用保険への適用事業者であることを確認している。	A	
103	下請負者の従業員が、社会保険、雇用保険の被保険者になっていることを確認している。	A	
104	下請負者の36協定届を確認している。	A	

(18) 人員配置の確認に関する事項

新宿区帳票 確認項目	チェック確認事項	評価	社労士コメント
105	仕様書に記載されている人員が適切に配置されている。	A	仕様書に記載されている人員が配置されていることを確認した
106	人員が不足することが明らかになった場合、速やかに区と協議をしている。	A	
107	適切な人員配置が行われているかのチェック体制が整っている。	A	

評価凡例	
A	法令通り、適正に運用
B	一部改善を要する
C	法定書類又は運用に改善を要する
D	未確認、未整備、不明で改善を要する
—	評価の対象となる事実なし（問題となる事実なし）

3. 委託契約書の定めに基づく確認準備書類

(1) 労働基準関係

準備書類	備考欄
就業規則一式	給与規程、育児介護休業等規程など、別に規程がある場合は、それらを全て含めてご用意ください。
36協定（時間外・休日労働協定）届	・締結している場合 ・所轄労働基準監督署の受理印があるもの
調査対象の契約業務に携わる従業員の労働条件通知書または雇用契約書（在籍者）	個人情報を削除／氏名はAさん、Bさん等記載
調査対象の契約業務に携わる従業員の出勤簿（令和6年4月から直近のもの）	出勤簿はタイムカードでも可（個人情報を削除したもの／氏名はAさん、Bさん等記載）
調査対象の契約業務に携わる従業員の給与台帳（令和6年4月から直近のもの）	賃金台帳は給与明細でも可（個人情報を削除したもの／氏名はAさん、Bさん等記載）
調査対象の契約業務に携わる従業員の労働者名簿（在籍者）	
年次有給休暇管理簿の写	
調査対象の契約業務に携わる従業員にかかる労使協定	各種労使協定を締結していれば、協定期間中のもの（一斉休憩の適用除外における労使協定書・賃金控除に関する協定書・育児介護休業適用除外の協定等）
調査対象の契約業務に携わる従業員の年次有給休暇管理表または年次有給休暇の取得状況が判るもの（在籍者）（令和5年度のもの）	
調査対象の契約業務に携わる従業員の銀行振込依頼書及び給与の口座振込みに関する同意書	

(2) 各種公的保険関係

準備書類	備考欄
健康保険・厚生年金保険算定基礎届控	
調査対象の契約業務に携わる従業員の健康保険・厚生年金保険の諸手続き控	算定基礎届、資格取得届、喪失届、賞与支払届
労働保険料申告書（年度更新手続）及び領収証の控	受付印付
労働保険継続事業一括認可等通知書	複数の事業所があり、継続事業の一括認可申請をしている場合
雇用保険適用事業所台帳	
調査対象の契約業務に携わる従業員の雇用保険諸手続き控	雇用保険取得届、喪失届、離職票

(3) その他

準備書類	備考欄
調査対象の契約業務に携わる従業員の雇入時健康診断票、定期健康診断結果報告書および健康診断個人票	定期健康診断結果報告書は常時 50 人以上を使用している事業所
衛生管理者、産業医の届出控	常時 50 人以上の労働者を使用している事業所
高年齢者雇用状況報告書	所轄ハローワークへ提出している場合
障害者雇用状況報告書	所轄ハローワークへ提出している場合
次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画届出書の写	次世代法：法人全体で労働者 101 名以上の企業 女性活躍推進法：同 301 名以上の企業
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	ストレスチェック実施報告書・所轄労働基準監督署へ提出している場合
メンタルヘルスケア（従業員の心の健康保持・増進のための取り組み）周知のための書面（冊子、マニュアル等）	
会社の組織図	作成している場合

(4) 仕様書関連（仕様書で定めている人員（ポスト数等）の履行状況）

準備書類	備考欄
調査対象の契約業務に携わる従業員のシフト表、業務日報等（令和6年4月から直近のもの）	委託業務にかかる就業実態の分かるもの（提出いただいた出勤簿と同一の人）

以上